

様式第2号（第8条関係）

## 坂戸、鶴ヶ島水道企業団広告掲載決定通知書

坂水庶発第 号  
平成 年 月 日

様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長

平成 年 月 日付けで申込みのあった広報物等への広告については、次のとおり掲載を決定しましたので、通知します。

1 広報物等の種類及び規格

2 広告原稿又は画像データ提出期限  
平成 年 月 日

3 広告掲載料金  
金 円（税込）

4 広告掲載料金納付期限  
平成 年 月 日

## 注意事項

- 1 広告掲載料金は、納付期限までに一括前納すること。
- 2 納付期限までに広告掲載料金が全納されないときは、広告の掲載を取り消すものとする。この場合、広告主に損害が生ずることがあっても、企業団は責任を負わない。
- 3 広告掲載料金全納後は、企業団の都合で広告掲載できなかった場合を除き、納付済みの広告掲載料金は、返還しない。
- 4 広告の内容、その他広告掲載に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 5 第三者から広告に関連して損害を被った場合等は、広告主の責任及び負担において解決すること。